

平成 29 年 3 月 1 日

患 者 様 各 位

院外処方のお知らせ

医療法人金子外科

当院では、厚生労働省から医薬分業(診療と調剤を分けること)が推進されており、当院でも平成 29 年 3 月より院外処方となります。

-----以下、厚生労働省資料より抜粋-----

【医薬分業】

医薬分業の体制

医薬分業とは、医師が患者に処方せんを交付し、薬局の薬剤師がその処方せんに基づき調剤を行い、医師と薬剤師がそれぞれの専門分野で業務を分担し国民医療の質的向上を図るものである。

【医薬分業の利点】

- 1) 使用したい医薬品が手元に無くても、患者に必要な医薬品を医師・歯科医師が自由に処方できること。
- 2) 処方せんを患者に交付することにより、患者自身が服用している薬について知ることができること。
- 3) 「かかりつけ薬局」において薬歴管理を行うことにより、複数診療科受診による重複投薬、相互作用の有無の確認などができ、薬物療法の有効性・安全性が向上すること。
- 4) 病院薬剤師の外来調剤業務が軽減することにより、本来病院薬剤師が行うべき入院患者に対する病棟活動が可能となること。
- 5) 薬の効果、副作用、用法などについて薬剤師が、処方した医師・歯科医師と連携して、患者に説明(服薬指導)することにより、患者の薬に対する理解が深まり、調剤された薬を用法どおり服用することが期待でき、薬物療法の有効性、安全性が向上すること。

診察終了後、院外処方せんを発行します。薬は院外の保険薬局で処方せんと引き換えのうえお受け取り下さい。処方せんは「処方せん受付」の表示のあるどの保険薬局でも受け取ることが出来ますが、処方情報を管理するためかかりつけ薬局を決めることをおすすめします。

処方せんの有効期限は原則として発行日を含めて 4 日間(休祭日を含む)です。ご理解の程よろしく願いいたします。